

平成28年6月2日制定（国空航第1389号）
平成31年1月31日一部改正（国空航第2282号）
令和4年3月29日一部改正（国空航第3037号）
令和7年5月26日最終改正（国空安政第410号）

国土交通省航空局安全部安全政策課長

航空機乗組員の健康管理に関する基準のガイドライン

第1 趣旨

このガイドラインは、「航空機乗組員の健康管理に関する基準（平成28年6月2日付、国空航第1389号）（以下（「基準」という。）」の適用について、該当する本邦航空運送事業者が講ずる措置が、適切かつ有効に実施されるよう定めるものである。なお、基準の適用対象でない本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者についても、可能な範囲で基準及び本ガイドラインを踏まえて乗員の健康管理に努めることが望ましい。

第2 事業者における乗員の健康管理体制

2-1 健康管理部門

- (1) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき選任された産業医が乗員健康管理医を兼務してもよい。また、乗員健康管理医の勤務形態は常勤又は非常勤を問わず、また、複数の事業者を兼務してもよい。
- (2) 乗員健康管理医及び健康管理担当者の配置数については、乗員の数等を十分考慮すること。なお、健康管理担当者として事務職の他に看護師等の医療職の配置についても考慮するよう努めること。
- (3) 乗員健康管理医及び健康管理担当者の氏名及び連絡先の一覧を作成し、乗員及び関連部門に周知すること。

2-2 事業者と航空身体検査指定機関及び指定航空身体検査医との関係

- (1) やむを得ず、契約指定機関に所属する医師のうち、指定医ではない医師を契約指定機関の契約元事業者の乗員健康管理医とする場合にあっても、航空身体検査証明制度の公平性を確保するため、指定医の独立性を確保するよう努めること。
- (2) 乗員健康管理医及び健康管理担当者の氏名及び連絡先の一覧を契約指定機関及び指定医に提供するとともに、契約指定機関及び指定医の一覧を作成し、乗員健康管理医及び健康管理担当者に周知すること。

第3 事業者による乗員の日常の健康管理

3-1 乗員の健康状態の把握等

- (1) 航空会社間での転籍者等であって、最新の航空身体検査証明申請書の写しの提出がない場合については、航空局等に必ず確認すること。
- (2) 乗員健康管理医は、全乗員と個別面談を実施するなどして、乗員の心身の状態等を把握するとともに、必要に応じ適切な助言等を行うよう努めること。なお、乗員健康管理医が遠隔地に所在する場合は、情報通信機器による面談でもよい。
- (3) 事業者は、乗員が将来にわたって航空身体検査基準に適合するために特にフォローするべき項目（血清脂質、血圧、血糖及び体格指数）について、管理目標値を設定すること。なお、管理目標値の設定にあたっては、下記を参考とするこ

と。また、管理目標値は、航空身体検査の合否や乗務可否の基準ではないことに留意すること。

【参考】「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」における健診検査項目の保健指導判定値等を用いた管理目標値の設定例
血清脂質・・・・・ LDLコレステロール120mg/dL未満かつHDLコレステロール40mg/dL以上 中性脂肪（空腹時）150mg/dL未満
血压・・・・・ 収縮期血压130mmHg未満かつ拡張期血压85mmHg未満
血糖・・・・・ 血糖（空腹時）100mg/dL未満、HbA1cの場合は5.6%未満
体格指数（B M I）・・ 25kg/m ² 未満（指導にあたっては、血压高値、脂質異常、血糖高値、喫煙等のリスクや年齢を考慮）

なお、将来基準不適合となる可能性や運航中に急性機能喪失に至る可能性は、個々の乗員が抱える様々な健康上のリスクや乗務環境等によっても変わり得るものである。管理目標値は、適切に健康管理を実施するために各事業者において定める指標であり、上記の参考値とは異なる数値を定めてもよい。

- (4) 乗員健康管理医は、労働安全衛生法による定期健康診断等の結果から、管理目標値を逸脱する乗員に対して、その乗員が所属する部門と連携して、乗員の年齢・性別・併存する他の動脈硬化のリスク因子等を考慮した上で、生活習慣の改善、服薬その他の治療等の必要な指導を行うこと。また、航空身体検査証明の参考とするために必要と認める場合には、契約指定機関及び指定医へ共有すること。
- (5) 乗員健康管理医は、(4)による指導を行った場合には、当該乗員に対応状況の報告を求めるとともに、乗員が所属する部門と情報を共有すること。乗員が所属する部門は、当該乗員が適切に報告するよう必要な措置を講じること。
- (6) 乗員の健康情報について把握した内容を適切に管理するとともに、関係部門等との情報共有にあたっては、個人情報の適正な取扱いを行うこと。

3-2 事業者による乗員に対する健康相談・カウンセリング

- (1) 事業者以外のカウンセリング・健康相談窓口等の活用について助言を行うこと。
- (2) 休務する乗員に対してのサポート制度を構築し、休務から復帰までの過程を周知するよう努めること。
- (3) 専門医等の意見を参考にし、同じ個人的問題を抱える乗員同士が情報交換、相互の支援ができるいわゆるピアサポートができる場の積極的な提供・維持に努めること。

第4 事業者による乗員等に対する教育及び環境の充実

- (1) 航空医学に関する講習会等とは、航空局の実施する指定医講習会の他、セミナー、学会等を指す。
- (2) 乗員健康管理医に対して、精神面に関する状態を把握できるよう面談技法の習得や心理学や精神医学の知識を習得させる機会を与えるよう努めること。また、

体験搭乗やフライトシミュレータの経験をさせることにより、航空機の操縦や構造、乗員の勤務環境等について乗員健康管理医が理解を深めるための機会を与えることについても考慮すること。

- (3) 乗員に日常接する職員及び乗員の家族に対し、乗員の健康が安全運航に及ぼす影響の重要性について、情報提供を行う等、十分な理解と安全運航確保についての協力が得られるための環境を構築するよう努めること。また、既往歴や通院歴、服薬状況等について虚偽の申告を行わないことや航空業務に支障を来すおそれがある状態に陥った場合に迅速な報告を行うこと等について、指導すること。
加えて、乗員に日常接する職員及び乗員の家族に対し、アルコールへの依存の兆候・対応方法やアルコール検査制度等について正しい理解を深めるための情報提供を行うこと。
- (4) 外国人乗員に本邦の航空身体検査基準について学ぶ機会を与えるよう努めること。また、運航管理者等乗員に日常接する職員に対しても航空身体検査基準について教育を行うよう努めること。
- (5) 乗員に対し、乗員が将来にわたって航空身体検査基準に適合するために特にフォローするべき項目（血清脂質、血圧、血糖及び体格指数）について、管理目標値、動脈硬化との関連性、予防に必要な事項等について、教育を行うこと。また、管理目標値は航空身体検査の合否や乗務可否の基準ではないことについて、周知すること。

附則（平成28年6月2日）

- 1. このガイドラインは、平成29年1月1日から適用する。

附則（平成31年1月31日）

- 1. このガイドラインは、平成31年1月31日から適用する。
- 2. このガイドラインの適用の際、現に認可を受けている運航規程については、改正後の規定にかかわらず、平成31年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

附則（令和4年3月29日）

- 1. このガイドラインは、令和4年4月1日から適用する。

附則（令和7年5月26日）

- 1. このガイドラインは、令和7年10月1日から適用する。